

諮問日：令和3年2月15日（令和2年度（情）諮問第25号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（情）答申第16号）

件名：大阪家庭裁判所における調停委員名簿の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「大阪家裁の調停委員の氏名、性別、職業等をまとめた名簿（4月1日以降の最新版）」の開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が、「調停委員名簿」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が令和2年12月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 弁護士の職務上の氏名は日本弁護士連合会会則（以下「日弁連会則」という。）25条後段に基づき官報で公告されているから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当しない。

その余の不開示部分についても、本当に不開示情報に相当するか不明である。

- 2 弁護士の戸籍上の氏名及び弁護士の職務上の氏名の対応関係は、「弁護士の職務上の氏名の使用」というタイトルで毎月、日本弁護士連合会が官報で公告している。

そのため、職務上の氏名を使用している弁護士の戸籍上の氏名は、慣行として公にされている情報であるといえる。

3(1) 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は官報公告の対象とされている（弁護士法19条）ところ、仮に弁護士の戸籍上の氏名と職務上の氏名の対応関係が官報公告の対象とされなかった場合、どの弁護士がどの弁護士会に所属しているのかを官報公告により一般国民に周知させるという弁護士法19条の目的を達することができなくなる。そのため、日弁連会則25条及び18条は、弁護士法19条と同趣旨の目的を有するのであって、弁護士自治に基づく内部規範の問題であるとはいえない。

(2) 平成28年度（行情）答申第365号には、「裁判官が裁判所から法務省・検察庁に検事として出向する人事異動については、官報に掲載されているとのことであるから、これは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、標記の不開示部分は法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。」と記載されている。

また、最高裁判所規則は、官報により公布されることによって広く周知が図られている上、その条文のすべてが、株式会社ぎょうせいから市販されている現行日本法規（法務省大臣官房司法法制部編。令和3年6月現在のぎょうせいオンラインショップにおける販売価格は33万円）などにより容易に入手可能であることから、司法行政文書開示手続の対象とする必要はないとされている（平成28年度（最情）答申第39号参照）。

そのため、弁護士の戸籍上の氏名と職務上の氏名の対応関係は、過去の官報公告だけをもって法5条1号ただし書イに当たるといえる。

(3) 懲戒処分公告及び公表等に関する規程（平成15年11月12日会規第60号）は弁護士法64条の6第3項を具体化した規程である（同規程1条参照）ところ、同規程では、懲戒の手続に付された弁護士が職務上の氏名を使用している場合、職務上の氏名を併記してその氏名を官報公告することとなっている（同規程3条）。そのため、弁護士の戸籍上の氏名と職務上の氏名の対応関係は将来においても公表することが予定されているといえる。

- (4) 調停委員として職務上の氏名を使用する意向を明確に示している弁護士資格を有する調停委員に関し、調停委員としての職務遂行上も弁護士としての活動上も用いることのない戸籍上の氏名は、過去に官報公告されていることをも考慮すれば不開示情報として保護すべき利益があるとはいえない。
- (5) 以上より、弁護士の戸籍上の氏名と職務上の氏名の対応関係は不開示情報に該当しないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 (1) 本件対象文書中の各欄に記載された情報は、各調停委員の記載ごと一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

このうち、氏名、任命年月日のほか、一部の者（弁護士等）の事務所の所在地等については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に相当すると認められることから、原判断において開示されているが、これらを除く部分については、法5条1号ただし書イからハまでに相当する事情は認められず、また、個人識別部分である氏名を開示しているために部分開示の余地もないことから、不開示とされたものである。

- (2) 苦情申出人は、弁護士の職務上の氏名は日弁連会則25条後段に基づき官報で公告されているから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。しかし、弁護士の職務上の氏名とは、戸籍上の氏名以外の氏名で、弁護士の職務を行うに当たり使用するもの（職務上の氏名に関する規程（平成20年12月5日会規第89号）2条）を指すと考えられるが、同氏名については、法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報に相当するものとして、原判断において既に開示されている。

- 2 (1) 苦情申出人は、弁護士の戸籍上の氏名及び弁護士の職務上の氏名の対応関係は、「弁護士の職務上の氏名の使用」というタイトルで毎月、日本弁護士連合会が官報で公告しているため、職務上の氏名を使用している弁護士の戸籍上の氏名は慣行として公にされている情報であるといえるとの意見を述べ

ている。

- (2) 本来、個人の氏名は、個人識別情報であり開示されない（法5条1号）ものであるが、当該個人が公務員である場合には、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名について、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」）。裁判所では、上記申合せに準じ、公務員としての説明責任の観点から、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号ただし書イ）に当たるものとして、原則として公にすることとし、調停委員についても、非常勤の裁判所職員であることから、その氏名について原則として開示している。

このように、開示の対象となるのは、あくまで職務遂行に係る情報としての氏名であるところ、弁護士が、弁護士としての職務上の氏名を調停手続上も使用することを希望して、裁判所に申し出た場合、調停委員として職務を遂行する上では、調書上の記載も含めて、職務上の氏名が使用され、調停手続上戸籍上の氏名を用いることはない。したがって、弁護士が職務上の氏名を使用している場合の戸籍上の氏名については、職務遂行に係る情報とはいえず、開示の対象とはならないものというべきである。

- (3)ア この点、弁護士が職務上の氏名を使用している場合でも、日本弁護士連合会が、当該弁護士の戸籍上の氏名を職務上の氏名と併せて官報において公告を行っていることは、苦情申出人の意見書のとおりである（日弁連会則25条、同18条）。しかし、弁護士について戸籍上の氏名が公告されているのは、日本弁護士連合会が、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、裁判所が調停委員を含む裁判所職員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるから、

職務上の氏名を使用している弁護士の戸籍上の氏名が公告されているから
といて、弁護士資格を有する調停委員についてまで、当該調停委員の戸
籍上の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」
とはいえない。

イ 加えて、官報公告により一旦は戸籍上の氏名が公表されているといっても、
職務上の氏名を使用している弁護士は、その後は専ら職務上の氏名で弁護士
活動を行っているのであるから、過去に官報に弁護士の戸籍上の氏名及び弁
護士の職務上の氏名の対応関係が公告された事実のみをもって、職務上の氏
名を使用している弁護士について、戸籍上の氏名が直ちに「慣行として公に
され、又は公にすることが予定されている」と認めることはできない。

ウ 以上のとおり、調停委員として職務上の氏名を使用する意向を明確に示し
ている弁護士資格を有する調停委員に関し、調停委員としての職務遂行上も
弁護士としての活動上も用いることのない戸籍上の氏名について、過去の一
時点において、裁判所における調停委員の氏名の公表慣行とは異なる根拠に
基づき官報公告されていることのみをもって、不開示情報として保護すべき
利益が失われたとまでは言い難く、「慣行として公にされ、又は公にするこ
とが予定されている」とは認められない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ① 令和3年2月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同月26日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年5月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年6月11日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同月23日 | 苦情申出人から意見書(2)及び資料を收受 |
| ⑦ 同年8月20日 | 審議 |

⑧ 同年9月24日

審議

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件対象文書中の各欄に記載された情報は、各調停委員の記載ごと一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。このうち、氏名、任命年月日のほか、一部の者（弁護士等）の事務所の所在地等については、法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に相当すると認められるとして、原判断において既に開示されている。

2 弁護士の職務上の氏名について

苦情申出人は、弁護士の職務上の氏名は法5条1号に定める不開示情報に相当しない旨主張するが、見分の結果によれば、同氏名については、法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報に相当すると認められるとして、原判断において既に開示されている。

3 弁護士の戸籍上の氏名について

(1) 個人の氏名は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当するが、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、①各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名について、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされ（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」）、裁判所では、上記申合せに準じ、常勤、非常勤の区別なく職員の氏名は原則として公にすることとし、調停委員についても、非常勤の裁判所職員であることから、その氏名について原則として開示していること、②弁護士が、弁護士としての職務上の氏名を調停手続において使用することを希望して裁判所に申し出た場合、調停委員として職務を遂行する上では、職務上の氏名が使用され、戸籍上の氏名を用いることはないことが認められる。

上記の確認結果によれば、弁護士である調停委員が、その職務である調停手続において職務上の氏名を使用している場合の戸籍上の氏名については、調停委員の職務遂行に係る情報とはいえない。

- (2) 苦情申出人は、弁護士法19条に基づき、弁護士名簿の登録等が官報公告の対象とされて、弁護士の戸籍上の氏名と職務上の氏名の対応関係が官報により公告されていることから、職務上の氏名を使用している弁護士の戸籍上の氏名は、慣行として公にされている情報であるといえる旨主張する。

当委員会庶務を通じて調査した結果によれば、①弁護士法19条により、弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、官報をもって公告されると定められているが、同条の趣旨は、上記各事実が、弁護士たる身分の得喪及び弁護士会の構成員の変動にかかわることであり、弁護士としての活動の基本に関することであるため、当該事項が生じたときは当該弁護士から所属弁護士会への通知が必要であるとともに、一般国民にこれを周知させることにしたものと解されていること（日本弁護士連合会調査室編著「条解弁護士法第5版」149頁参照）、②同条によれば、弁護士名簿に具体的にいかなる事項を記載すべきかは、日本弁護士連合会が定める日弁連会則に任せられているが（同書99頁参照）、同条を受けて定められた日弁連会則25条によれば、戸籍上の氏名に代えて職務上の氏名が使用される場合にはその事実を官報に公告する旨が定められていることが認められる。

上記の調査結果によれば、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名について官報公告の事項に含めることとしたことは、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、裁判所が調停委員を含む裁判所職員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるということができ、また、職務上の氏名を使用している弁護士である調停委員の戸籍上の氏名が、日弁連会則25条の規律によって、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、公告後において弁護士の職

務は職務上の氏名をもって行われることから、これをもって当該調停委員の戸籍上の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。

また、苦情申出人は、懲戒の手續に付された弁護士については、戸籍上の氏名と職務上の氏名の対応関係が官報公告されることから、弁護士の戸籍上の氏名は将来においても公表することが予定されている情報である旨主張する。しかしながら、上記官報公告は、弁護士の懲戒事案が生じたときについて弁護士業務の性格を踏まえて弁護士会が行うものであることから、戸籍上の氏名がそもそも慣行として公にされることが予定されている情報であるとする根拠とすることはできず、公務員がその職務遂行に係る情報としての氏名を公にすることとは、その根拠、目的及び公表態様が異なり、その主張は採用できない。

そのほか、苦情申出人は、その主張の根拠として、情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申を指摘するが、上記答申は、公務員の人事異動について官報に掲載されている場合についての判断を示したものであり、本件の場合とはその性質を異にする。また、最高裁判所規則が官報により公布されることによって広く周知が図られている旨も主張するが、同規則と個人識別情報を同列に論じることは相当ではない。

したがって、苦情申出人の上記主張はいずれも採用することはできない。

- 4 以上によれば、原判断については、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分は法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子